

「パートナーシップ構築宣言」

当法人は、価値創造を図る事業者の支援や地域経済を支えるサプライチェーン事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たな時代の事業パートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携構築

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. 専門人材マッチング
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守と、「振興基準」の普及啓発

当法人は事業者間の望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）獲得に取り組む事業者の支援を行うとともに、以下の振興基準を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

代金は、契約条件に従い現金もしくは銀行振り込みで支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022年12月1日

特定非営利活動法人プラットフォームあおもり 理事長 米田 大吉

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。